

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 指定する生活関連物資等

一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百二十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとすること。

（第一条関係）

二 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこと。

（第二条関係）

三 第二条の規定に違反した場合について罰則を定めること。

（第七条関係）

第二 附則

この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとすること。

（附則関係）